

CASE

06

まず、ルールを守ること。 大きな事故の元になる 油断・慢心への注意を呼びかける。

交通事故の情勢

警察庁の統計によると、2006年の交通事故による死者数は6,352人と6年連続で減少し、1955年以来、実に51年ぶりに6千人台前半にまでこぎつめました。しかし、昨年は飲酒運転による悲惨な事故が数多く発生し、負傷者数も8年連続して100万人を超えるなど、交通事故はいぜん厳しい情勢が続いています。

2003年には「10年間で交通事故死者数を5千人以下とする」という政府方針が打ち出され、警察庁、公安委員会は数々の対策を講じています。しかし、交通事故を防ぐには私たち一人ひとりが交通ルールを守り、安全な運転や正しい道路利用を心がけることが何よりも大切です。被害者、加害者どちらになっても人生に大きな影を落としかねないのが交通事故。若い頃はとかく「これぐらいなら大丈夫」と思いがちですが、そのような一瞬の油断・慢心こそが重大事故につながりますので、十分な注意を促してください。

交通事故防止のために

- ①自動車の運転時：交通法規・マナーの遵守が原則。飲酒運転、携帯電話の使用、よそ見・わき見、スピードの出し過ぎ、シートベルトの非着用などは絶対に禁止。また疲労時や風邪薬の服用時などは眠気を誘引しやすいのでなるべく運転しないこと。
- ②自転車の運転時：自転車は道路交通法により車両の一種であることが定められているが、知らない人は意外に多い。歩道をわがもの顔で走行する人も多く、人身事故が増加傾向にある。普通の自転車でも時速40km程度までは速度が出るため死亡事故につながることもあり、被害者の遺族に1千万円の損害賠償を命じられた例もある。極端なスピードでの走行、2人乗り、無灯火などのほか、一時停止・信号無視、飲酒運転など「自転車なら」と思いがちなことも絶対にやめること。
- ③歩行時：歩道中央で立ち止まり会話、車椅子に道を空けない、くわえタバコ、複数で横広がりになる、信号無視、危険横断など、不快・危険なことに注意する。